

質 問 回 答 書

2020年10月2日

「(案件名) ギニア国地理情報システム人材能力強化アドバイザー」

(公示日:2020年9月23日/公示番号:20a00510)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	第3 特記仕様書案 2. 案件の概要 (5)対象地域 (企画競争説明書 P13)	「首都コナクリ特別区及びその周辺地域(コヤ県、デュブレカ県)」との記載がありますが、衛星画像を購入する範囲には、コヤ県、デュブレカ県は含まれませんので、当案件での更新作業は両県は除外するという認識でよろしいでしょうか。	衛星画像を用いた更新作業及びそれに伴う技術移転については、ご認識のとおり首都コナクリ特別区のみを対象とします。それ以外の作業については、その周辺地域(コヤ県、デュブレカ県)も含むこととします。
2	第3 特記仕様書案 6. 業務の内容 【共通事項】 (1)業務計画書、ワークプラン(案)の検討、説明協議 (企画競争説明書 P15)	業務計画書、ワークプラン(案)との記載がありますが、同等のものとの認識をもっております。違いがあるのでしょうか。 なお、P16 の「7. 報告書等 (1)報告書」では、ワークプランのみが記載されております。	和文を業務計画書、仏文をワークプランとご理解願います。そのうえで、特記仕様書案の当該箇所を以下の通り訂正します。 (訂正前) <u>第3 特記仕様書案</u> <u>7. 報告書等</u> (1) 報告書 1) ワーク・プラン ① 記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等の業務実施計画及び技術移転計画等 ② 提出時期：業務開始直後を目途(2021年1月頃) ③ 部数：和文2部(社会基盤部、ギニア

			<p>F0 各 1 部) 仏文 7 部 (社会基盤部、ギニア F0 各 1 部、C/P 機関 5 部)</p> <p>④ 留意事項：ワーク・プラン (案) を作成し JICA の承認後、カウンターパートと協議・合意し、最終化するものとする。</p> <p>(訂正後)</p> <p>第 3 特記仕様書案</p> <p>7. 報告書等</p> <p>(1) 報告書</p> <p>1) 業務計画書</p> <p>① 記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等の業務実施計画及び技術移転計画等</p> <p>② 提出時期：業務開始直後を目途 (2021 年 1 月頃)</p> <p>③ 部数：和文 2 部 (社会基盤部、ギニア F0 各 1 部)</p> <p>④ 留意事項：ワーク・プラン (案) を作成し JICA の承認後、カウンターパートと協議・合意し、最終化するものとする。</p> <p>2) ワーク・プラン</p> <p>① 記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等の業務実施計画及び技術移転計画等</p> <p>② 提出時期：業務開始直後を目途 (2021</p>
--	--	--	--

			<p>年1月頃)</p> <p>部数：仏文7部（社会基盤部、ギニアF0各1部、C/P機関5部）</p> <p>3） 現地業務結果報告書（以下、片カッコの番号は1ずれるが、内容は当初記載のまま。）</p>
3	<p>第3 特記仕様書案</p> <p>6. 業務の内容</p> <p>【共通事項】</p> <p>(3) セミナーの実施</p> <p>(企画競争説明書 P15)</p>	<p>「対象機関10機関程度、参加人数30人程度、半日のセミナーを2回実施する想定とする」との記載がありますが、参加者数の数を制限(密を避ける)するという考えの基に同じ内容で参加者を変えて2回実施するということでしょうか。</p> <p>それとも、参加者は同じで、2日にわたって実施するということでしょうか。</p>	<p>現時点では、同じ参加者を対象として、半日のセミナーを2回、実施する想定です。終日のセミナーには参加者を得にくいという現地事情に配慮した結果です。</p>
4	<p>第4 業務実施上の条件</p> <p>7. その他の留意事項</p> <p>(2) 一般業務費</p> <p>(企画競争説明書 P20)</p>	<p>初回の現地渡航が延期となり、遠隔による国内業務を実施しようとした際、現地での仏語通訳を事前に備上することは困難であると考えます。その際は、国内での仏語通訳を備上し、国内業務を実施することは可能でしょうか。</p> <p>現地の電力事情の不安定により、発電機を稼働させるためのガソリン代を計上するとありますが、コンサルタントの滞在期間中のみということでしょうか。</p>	<p>初回の現地渡航以前に、現地作業を想定していた業務を国内から遠隔で対応する場合については、仏語通訳の現地備上が困難と考えられますので、国内での備上を認めます。</p> <p>コンサルタントの滞在期間中に技術移転を行う必要があるため、停電時にも対応できるように計上するものです。それ以外の期間は先方実施機関の予算で対応する必要があり、予算を確保するよう事務所を通じて働きかけを行っています。コンサルタントが滞在していない期間に自主学習の課題を与えた場合で、停電が著しく先方予算が不足することが見込まれる場合には、その対応についてご相談させていただきます。</p>

		先方との遠隔業務に必要な通信費等を計上することは可能でしょうか。	遠隔業務に使用する Wifi ルーター、携帯電話等については先方負担を想定していますので、通信費への計上は想定していません。もしも、本件について特殊な事情が発生する場合には、別途、ご相談願います。
5	第 4 業務実施上の条件 7. その他の留意事項 (3) 安全管理 (企画競争説明書 P20)	現地渡航が再開され現地入りが可能となった場合でも、状況によっては隔離を強いられる可能性があります。その際の隔離期間は想定人月とは別扱いとして、貴機構と協議の上、認めてもらえるという認識でよろしいでしょうか	隔離が必要となった場合、その期間においても、遠隔で業務を行う、各種検討作業やマニュアル作成を行うなど対応可能な業務があるものと考えられます。このため、隔離期間の取扱いについては、実態に基づいた対応についてご相談願います。

以上